

受理官庁 T T	司法長官法務省知的財産庁 (トリニダード・トバゴ)	附属書 C T T
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	トリニダード・トバゴ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
配列表における言語依存フリーテキスト のために認められる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁、国立産業財産機関（チリ）、 スウェーデン知的財産庁（PRV）、シンガポール知的財産庁 又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、国立産業財産機関（チリ）、スウェーデン 知的財産庁（PRV）、シンガポール知的財産庁、欧州特許庁 ⁴ 又は米国特許商標庁 ⁵	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2023年5月4日付公示（PCT公報）104頁以降参照。
- 4 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスウェーデン知的財産庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

T T

司法長官法務省知的財産庁
(トリニダード・トバゴ) (続き)

T T

受理官庁に支払うべき手数料	通貨：トリニダード・トバゴ・ドル (TTD) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	TTD	750
国際出願手数料 ⁶	USD	1,456
30枚を超える1枚ごとの手数料	USD	16
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD	219
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	USD	328
調査手数料 ⁷	附属書D (AT), (CL), (EP), (SE), (SG) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料 （PCT規則17.1(b)）	TTD	50 に1頁ごとに TTD 5 を加えた額

受理官庁は代理人を要求するか？ 不 要

誰が代理人として行為できるか？ トリニダード・トバゴで特許代理人として手続を行うことが認められている者。手続を行うことが認められている特許代理人のリストは、受理官庁から入手できる。

委任状の提出要件の放棄

受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ 受理官庁に問合せされたい

受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ 受理官庁に問合せされたい

⁶ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (I B) 参照）。

⁷ USD建で支払う手数料。